

地区計画内の建築物 適合することが確認できる図書

地区計画の適合通知書の写し及び下記書類

	図書の種類	図書の仕様
1	配置図	GL 高さおよび「壁面の位置の制限」がある場合には、壁面後退の有効寸法を記入したもの。
2	敷地面積求積図	一般の土地の場合に添付する。土地区画整理地事業内の場合には仮換地位置図を添付する。
3	敷地面積求積表	一般の土地の場合に添付する。土地区画整理地事業内の場合には仮換地指定図を添付する。
4	立面図	建築物の最高高さを記載したもの。 「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」が定められている場合には、外壁色（マンセル値等）を記入したもの。
5	断面図	地区整備計画において建築物の敷地の地盤面又は居室の床面の高さの最低限度が定められている場合に添付する。
6	垣又はさくの図面	垣又はさくの構造および寸法がわかるもの。
7	地区計画策定以前から敷地面積が満たないことを証明する書類 (該当の場合のみ)	登記簿や現に存する建築物の敷地に関する図面等を添付する。 ※土地区画整理事業地内の場合 ・仮換地指定通知（保留地の場合は保留地証明） ・仮換地位置図（保留地の場合は保留地位置図） ・仮換地指定図（保留地の場合は保留地明細図） ※地区計画適合通知書がある場合は添付不要

※各図面には地区計画の内容に適合しているかの判断に必要な事項を明記してください。

（地区計画ごとに定められている事項が異なるため、地区計画の内容を確認してください。）

※長期優良住宅の必要図書に、上記記載内容がある場合は図書を兼ねることができます。

景観条例対象建築物 適合することが確認できる図書

景観の受理通知書の写し及び下記書類

	図書の種類	図書の仕様
1	景観計画区域内における行為の届出書（裏面）	所沢市ひと・まち・みどりの景観条例施行規則（平成 23 年 6 月 1 日規則第 37 号）様式第 1 号による。
2	景観形成基準対応説明書	所沢市ひと・まち・みどりの景観条例施行規則（平成 23 年 6 月 1 日規則第 37 号）様式第 2 号による。申請地の景観ゾーン区分に応じたものを添付する。
3	付近見取り図	建築物または工作物の敷地の位置および当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2 5 0 0 分の 1 以上のもの。明記すべき事項は以下のとおりとする。 1. 縮尺 2. 方位 3. 道路 4. 目標となる地物 5. 届出等に係る敷地の区域
4	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真。カラーのもの。
5	配置図	当該敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で縮尺 1 0 0 分の 1 以上のもの。明記すべき事項は下記のとおりとする。 1. 縮尺 2. 方位 3. 敷地の境界線 4. 敷地内における建築物又は工作物の位置並びに敷地内に接する道路の位置及び幅員 5. 隣接する土地の建築物等の種類 6. 現況写真の撮影方向
6	各立面図	次に掲げる基準に適合する図書。 1. すべての立面を表示した 4 面以上の立面図（市長が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面以上の

		<p>立面図) であること。</p> <p>2.建築物または工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示および外壁面積に対する面積割合が記載されていること。</p> <p>3.縮尺が100分の1以上であること。</p> <p>また、明記すべき事項は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.縮尺</li> <li>2.方位</li> <li>3.寸法</li> <li>4.開口部の位置</li> <li>5.外観の部分の材料の種類</li> <li>6.仕上げの寸法</li> </ol>
--	--	--

※上記に記載の図書のほか、別途図書等が必要となる場合があります。

※長期優良住宅の必要図書に、上記記載内容がある場合は図書を兼ねることができます。